

令和8年度 いじめ防止基本方針

大分県立大分雄城台高等学校

1 基本方針(基本方針策定の意義と内容)

テーマ

いじめの「未然の防止」、「早期発見」、「早期対応・組織的な対応」

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸となって組織的に対応するとともに、保護者や関係機関等の力も積極的に取り込むことが必要である。いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、いじめの防止、早期発見、早期対応、いじめに対する措置に全力で取り組むことが重要である。

また、この基本方針の策定を、全教職員でいじめの問題に取り組む契機とし、方針の策定のみを目的とするのではなく、この方針を実践していく過程で、本校の課題がどのようなところにあるのかを洗い出し、

- ・ そうした課題に対して組織的かつ計画的に、
- ・ また学校段階や教育課程、生徒の発達段階を見渡して体系的に、
- ・ 教職員はもとより生徒や家庭・地域も巻き込む形で、
- ・ 生徒を守り育てていける学校を構築すること、
- ・ それによって実際に生徒のいじめを減らすこと、
- ・ そのために必要となる学校関係者の認識の共有と徹底 等

を図ることを目的とする。

内容については、「いじめの防止」(未然防止のための取組等)に始まり、「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)、「早期対応・いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)などを含める。また、「学校基本方針」の策定とともに、その方針に従っていじめの防止等(未然防止、早期発見、対処)の対策と(推進法第22条)と重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う組織として「いじめ防止委員会」(推進法第28条)設置する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 指導体制、組織体制【資料1参照】

- ①指導体制
- ・ 生徒に関する情報を教職員全員で収集し、情報を共有する。
 - ・ 指導における具体的な行動基準を確認する。
 - ・ 一部の教職員のみ負担が偏らないようにする。
 - ・ 随時、取り組みを見直し、軌道修正する。

②組織体制

名称 「いじめ防止対策委員会」

- 取り組み
- ・ 学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
 - ・ 年間指導計画の作成
 - ・ 調査結果、報告等の情報の整理、分析
 - ・ いじめが疑われる案件の事実確認、判断
 - ・ 配慮を必要とする生徒への支援
 - ・ 対応に関する具体的方策の策定

メンバー 校長、教頭、事務長、主幹教諭、人権教育主任、生徒指導主任、保健・教育相談主任、養護教諭、学年主任、関係学級担任（関係教諭、部活顧問等必要に応じて）

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

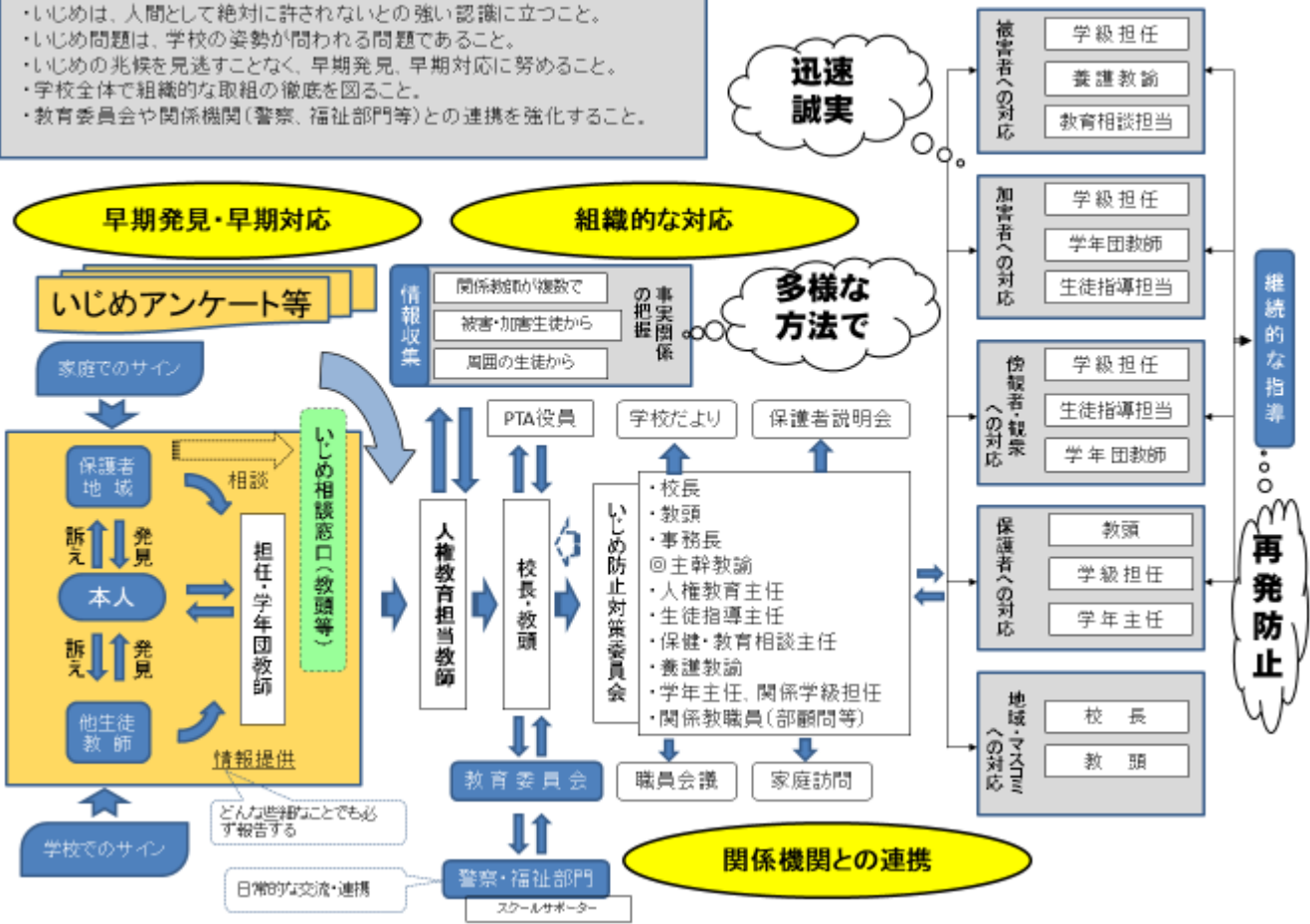
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【資料1】

いじめ対策の取組

- ・いじめは、人間として絶対に許されないと強い認識に立つこと。
- ・いじめ問題は、学校の姿勢が問われる問題であること。
- ・いじめの兆候を見逃すことなく、早期発見、早期対応に努めること。
- ・学校全体で組織的な取組の徹底を図ること。
- ・教育委員会や関係機関(警察、福祉部門等)との連携を強化すること。

いじめ対応組織図 大分雄城台高校



(2) 年間指導計画～「心の居場所づくり」と「絆づくり」～

	年間指導計画	教職員研修等
4月	教育プログラム、人間関係づくりプログラム 情報モラル講演会、個人面談、いじめ発見のための先の先	職員会議 (基本方針) 職員研修会 (人間関係づくり)
5月	保護者連絡会 (PTA総会)、個人面談、人間関係づくりプログラム、家庭版いじめ発見のための先の先	
6月	人権 HRA、人間関係づくりプログラム 家庭版いじめ発見のための先の先	職員研修 (教育相談)
7月	人間関係づくりプログラム いじめアンケート調査、生活実態アンケート調査	職員研修 (人権教育)
8月	RAMPS 調査、人間関係づくりプログラム、家庭訪問、個人面談	
9月	九月祭、人権教育交流学习会、人間関係づくりプログラム 家庭版いじめ発見のための先の先	
10月	人間関係づくりプログラム	
11月	人権 HRA、いじめアンケート調査、生活実態アンケート調査 人間関係づくりプログラム、人権講演会	
12月	家庭版いじめ発見のための先の先、人間関係づくりプログラム	
1月	個人面談、人権 HRA、人間関係づくりプログラム	
2月	家庭版いじめ発見のための先の先、人間関係づくりプログラム	職員研修 (検証と見直し)
3月	人間関係づくりプログラム、学校いじめ防止基本方針の見直し	

4 いじめ防止の措置

(1) いじめの予防 ～未然防止～

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが未然防止の観点から重要である。

①「人間力」の育成を図る

- ・雄城坂でのあいさつ、あいさつの意味・重要性の体感（あいさつ十か条の奨励）
- ・ルール・マナーを考えて生活を送る習慣の徹底
- ・豊かな情操と深い教養につながる読書の奨励
- ・学校行事の推進および自己有用感の向上
- ・自己管理能力およびストレスに適切に対処できる力の育成

②人権教育の推進

- ・いじめを生じさせない、許さない学校風土をつくるための人権感覚の向上
- ・人権 HRA および講演会の開催

③情報モラル教育の充実

- ・情報モラル講演会の実施

④教育相談の充実

- ・個人面談の定期開催

⑤教職員の資質向上

- ・いじめに対する認知力・対応力の向上のための校内研修の実施
- ・カウンセリング力向上を目指した教育相談研修会及び関係機関との連携の充実
- ・わかる授業の実践（授業を大切にする 5 箇条）

⑥保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・保護者に対していじめ問題に関する正しい理解の普及啓発
- ・学校公開の実施

(2) 早期発見（手立て）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

①個人面談の充実

- ・計画的な実施

②いじめアンケートの実施

- ・いじめの早期発見・対応につなげるための「いじめアンケート等」の定期的な実施・活用
RAMPS 調査、いじめアンケート調査、いじめ発見のための先の先【資料2参照】、
家庭版いじめ発見のための先の先【資料3参照】

③教育相談体制の整備・充実

- ・教育相談室の活用や各種相談機関(24時間いじめ相談ダイヤル等)の周知及び福祉関係部署との連携

④悩みや相談を受け止める体制づくり

【資料2】

いじめ発見のための先の先(せんのせん) 大分雄城台高等学校
*先の先~相手の思惑を素早く察知して、相手が動作を起こす前に先手を打つこと:剣道用語

いじめのサイン			
場面	チェック項目	具体例	チェック
登下校時・朝	学校に来ているか?	欠席・遅刻の増加、理由が曖昧	
	教室にいるか?	保健室、非常口等にいる	
	持ち物が所定の位置にあるか?	靴箱のスリッパがない	
	挨拶が返ってきたか?	表情が冴えない、笑顔がない	
休み時間	絡まれていないか?	集団の中で笑顔がない	
	友人関係に変化がないか?	別のグループに所属、交友関係の変化	
	1人でいないか?		
	教室にいるか?	保健室、図書館等にいる	
授業中	職員室でよく見かけないか?	職員室に頻繁にくる	
	発言した際の反応はどうか?	ふざけた反応、しらけ、まね	
	成績に変化がないか?	急に下降(または上昇)	
	忘れ物が多くないか?		
	持ち物に落書きが目立たないか?	自分では書かない内容	
	体育で激しい接触プレーが多くないか?	激しいファール	
	強引に係決めされていないか?	難しい役職を推薦される	
昼食時	配布物が届いているか?	途中で落とされる	
	1人で食べていないか?	図書館、非常階段などで食べる	
	必要以上の飲食物を買っていないか?	買わされている	
	机上が汚れていないか?		
生活全般	弁当の中身をからかわれていないか?		
	元気に活動しているか?		
	「大丈夫?」の問いかけに、どう応じているか?	「大丈夫」と応じる	
	教師によく話しかけていないか?		
	誤った情報を伝えられていないか?	忘れ物、移動教室への遅れ	
	持ち物が本人の手元にあるか?	勝手に使われる	
	どんな「呼ばれ方」をしているか?	強い口調で呼び捨て、嫌なあだ名	
	悪口を言われていないか?		
	本人の持ち物を敬遠されていないか?		
	持ち物の汚れや痛みが激しくないか?	制服やカバン汚れ	
	教師を避けていないか?	視線を合わさない	
	縦のつながりに異常はないか?	先輩後輩との間柄か?	
	自転車がいらずにされていないか?		
	金銭トラブルはないか?	貸し借りをする	
掃除時間に仕事を押しつけられていないか?			

*気になる項目にチェックを入れてください

()月()チェック担当()年次部 氏名()

※気になる項目がなくても、必ず学年主任に提出して下さい。

家庭版・いじめ発見のための先の先（せんのせん）

大分雄城台高校

※先の先～相手の思惑を素早く察知して、相手が動作を起こす前に先手を打つこと：剣道用語

いじめのサイン

場面	チェック項目	具体例	チェック
起床時	すぐに起きてくるか？	二度寝、布団から出れない	
	寝起きの機嫌はいいか？	笑顔がない、イライラしている	
	挨拶が返ってきたか？	口調、声のトーン	
	携帯チェックに不審な動きはないか？	隠す	
朝食時	食欲はあるか？	ご飯をなかなか食べない	
	会話はあるか？	いつもと違う、無口	
	親と視線を合わせるか？	表情の変化、無表情	
	携帯電話ばかり気にしていないか？	冴えない表情	
登校前	登校を渋ったりしないか？	ため息、ポーツとする	
	急な体調の変化はないか？	トイレの回数が多い、頭痛、腹痛	
	お金を余分に欲しがらないか？	おこづかい以上	
	自転車に変化はないか？	落書き、破損、タイヤのパンク	
	「行ってきます」を言うか？	元気がない、急に言わなくなる	
帰宅時	帰宅時間に変化はないか？	遅い、もしくは急に早くなる	
	「ただいま」を言うか？	元気がない、足音がいつもと違う	
	持ち物が汚れていないか？	制服、カバン、自転車の汚れ・破損	
	お弁当を残していないか？		
	機嫌はいいか？	ドアの開閉が激しい、カバンを投げる	
	交友関係に変化はないか？	遊び仲間が急に変わる	
夕食時	食欲はあるか？	おやつを求めない、夕飯の献立を聞かない	
	会話の様子はどうか？	無口、逆にしゃべりすぎ	
	会話の内容はどうか？	友達や学校の事を話したがない	
	表情は暗くないか？	視線を合わせない、急に泣き出す	
	携帯電話ばかり気にしていないか？	冴えない表情	
入浴時	体を隠したがるか？	あざ、キズ、入浴したがる	
	携帯を持ち込んでないか？		
	入浴時間が長すぎないか？	物音が激しい、逆に静か過ぎ	
	入浴後の表情はどうか？	あきらかに泣いた後の顔	
就寝迄の時間	部屋に引きこもっていないか？	一人になりたがる	
	イライラしていないか？	兄弟にやつあたり、乱暴な言葉遣い	
	会話はあるか？	面倒くさがる、逆によくしゃべる	
	お金を余分に欲しがらないか？	欲しい物が増える、家のお金の紛失	
休日	携帯電話の使用に変化はないか？	長い、「バカ」「死ね」の言葉がメール内に見られる	
	昼夜が逆転していないか？		
	部屋に引きこもっていないか？	部活に行かない、友達と遊ばない	
	出掛ける前のファッションチェックをしているか？	機嫌がいいとおしゃれにも気を配る	
	いつも以上にお金を持って外出しないか？		
	友達と連絡を取り合っているか？	友達が遊びに来るのを嫌がる	
	親を避けていないか？	視線を合わせない	
	急に甘えてこないか？	急に優しくなる、手伝いをする	

()月()日()年()組

* 気になる項目にチェックを入れてください。

保護者氏名 ()

・生徒名 ()

* 子供のサインを感じたら、このチェックシートを利用してクラス担任に相談しましょう！

(3) いじめの対応（早期対応・組織的な対応）【資料5・資料6・資料7参照】

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

①被害者への対応

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・SNS等を利用した中傷などの有無についても確認する。
- ・昼食を誰と食べているのかなどを確認し、教室内の居場所の有無を確かめる。居場所が無い場合、クラスメートなどの協力を得て、その確保を支援する。
- ・保護者にいじめの概要と支援の方針、具合的支援について説明を行う。

②加害者への対応

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ・いじめは決して許される行為ではないことを説いた上で、加害者がもつ事情についても耳を傾け、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめに至った経緯について確認する。事実確認後、保護者にも説明。
- ・SNS等を利用した中傷なども同様に許される行為ではないことを理解させる。
- ・本校の生徒指導内規を基に指導措置を行う。
- ・指導措置の申し渡しの際、場合によってはそれに至る前（いじめの概要が明らかになった後）に保護者へいじめの概要と指導の方針について説明を行う。

③友人・知人（観衆・傍観者）への対応

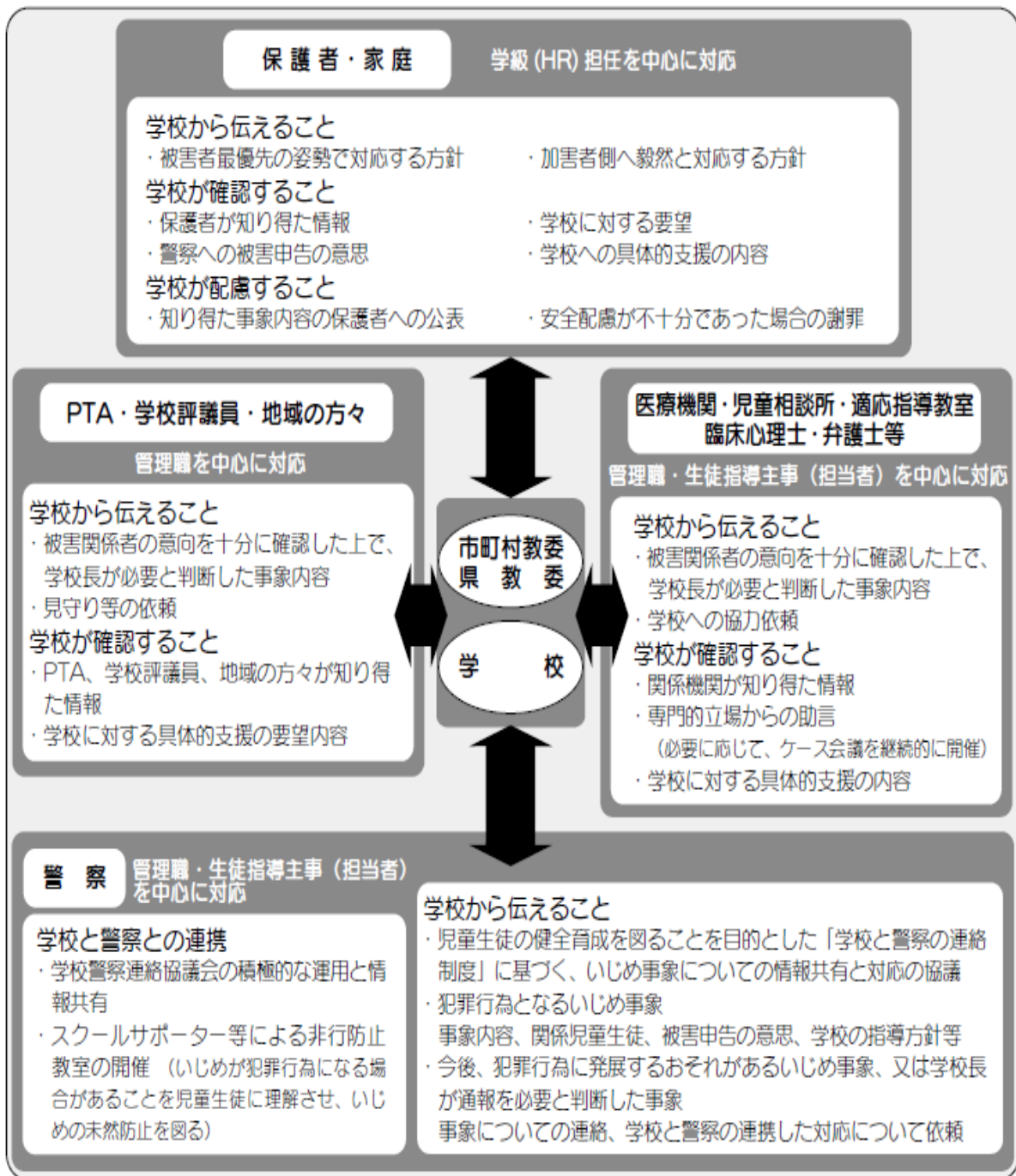
- ・被害者の了解を得た上で、一同を集め、自分たちの居場所でいじめが起きていたことの重大さを説き、その時の各自の行動が適切であったのかを考えさせる。その上で、いじめを許す集団であってはならないということを自覚させる。
- ・いじめと考えられる事象を見聞きした（SNS等を利用した中傷なども同様）場合は、必ず教師に報告するよう伝える。
- ・以後、被害者及び加害者との接し方が不自然なものにならないよう努めること。一日も早く集団が正常化できるよう全員で考え行動していくよう伝える。
- ・必要であれば、緊急のクラスPTAもしくは部の保護者会を開き、いじめの概要や今後の指導方針

についての説明を行い、各家庭における支援をお願いする。

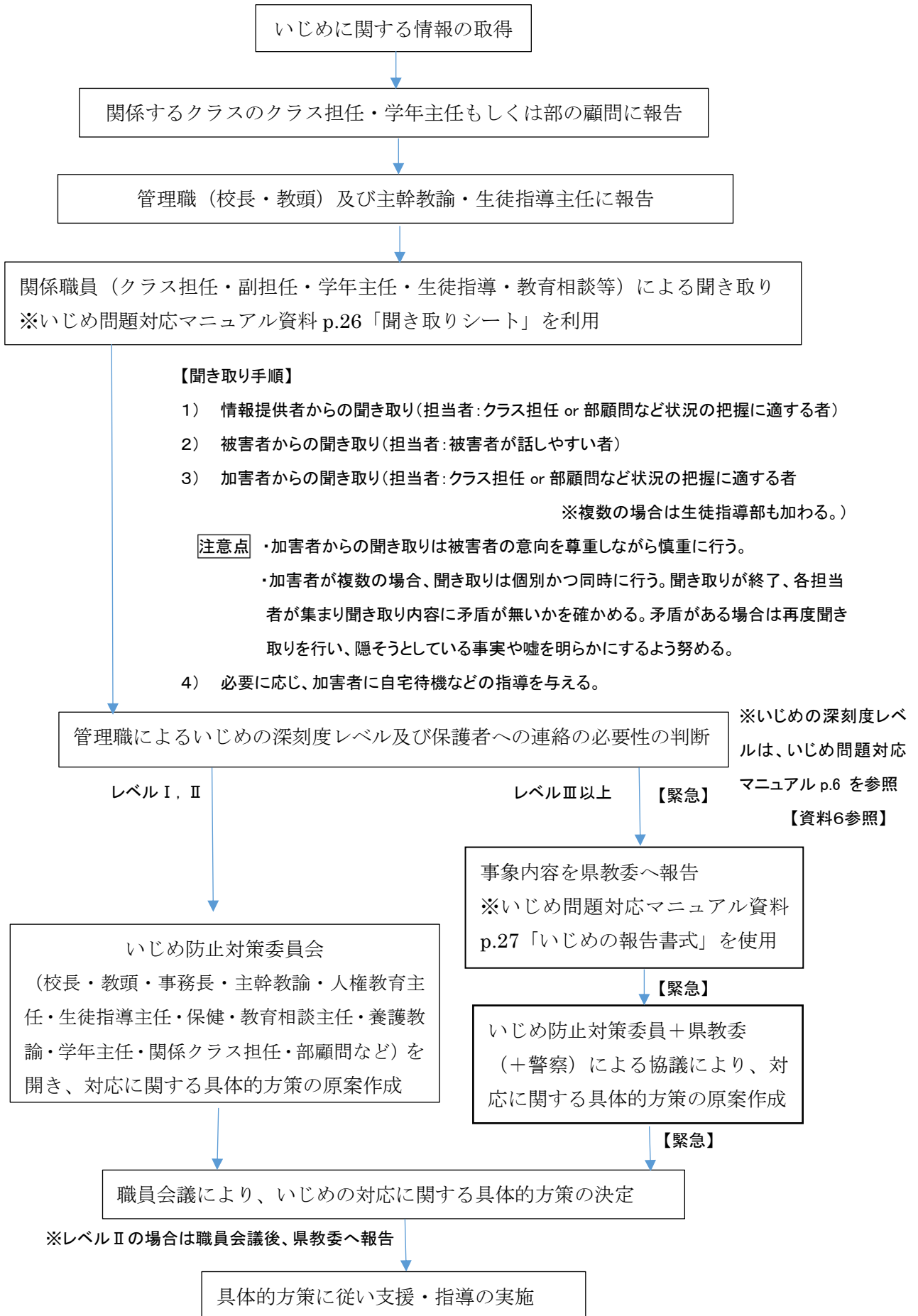
④保護者および関係機関との連携【資料4参照】

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

【資料4】基本方針はいじめ問題対応マニュアル p.9「保護者・関係機関との連携」（下記）に従うものとする。



【資料5】対応の手順



【資料6】いじめ問題対応マニュアル p.6 「いじめの深刻度レベル」

いじめの深刻度レベル	
レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベルⅤ	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

【資料7】被害者、加害者、友人・知人（観衆・傍観者）への具体的な支援・指導

基本方針はいじめ問題対応マニュアル p.7 「(2) 具体的な指導・支援」(下記)に従うものとする。

具体的な指導・支援へ

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

	被害者への支援	加害者への指導	友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと ・プライバシーの保護
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況） ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化 ・PTSD自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> ・観衆、傍観者も被害者になること

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する

5 ネットいじめへの対応

(1) 生徒への対応

①被害生徒への対応

学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細やかなケアを行うとともに、いじめられた子どもを守り通すことが重要。学級担任だけでなく、複数の教師やカウンセラー等で情報を共有し対応するなど、学校全体で取り組むことが重要。

②加害生徒への対応

加害者自身がいじめにあっていた事例もあることから、安易に加害者と決めつけず起こった背景や事情について綿密に調べるなど適切な対応が必要。粘り強い指導を行うとともに、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合には、事後指導から受ける精神的な影響が大きい事例もあることから、場合によっては加害生徒に対するケアも行う。

③全校生徒への対応

個人情報保護など十分な配慮の元で、全校生徒に加害者にも被害者にもならないよう指導を行う。また掲示板・チェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教員や保護者に相談するよう指導する。

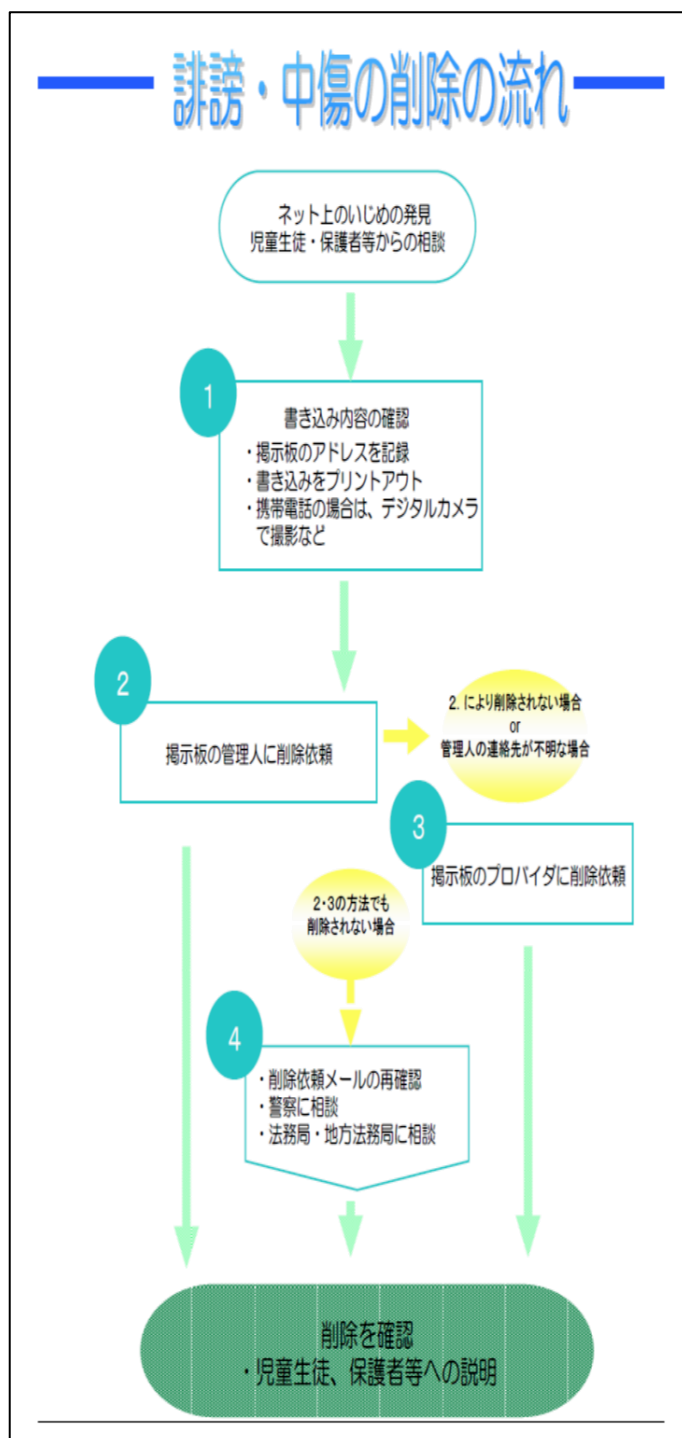
(2) 保護者への対応

家庭に迅速に連絡し、家庭訪問等を行い、保護者との話し合いの機会をもつ。その際、学校の対応を説明し、その後の対応については相談しながら進める。加害者生徒が明らかな場合には、その保護者に対しても再発防止のために家庭での携帯電話やインターネット利用の在り方について説明を行う。

(3) 書き込みサイトへの削除依頼【資料8参照】

書き込み内容を確認し、書き込みのあった掲示板等の URL を控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなど、内容を保存する。サイトの「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と確認し、削除依頼を個人 PC ではなく学校 PC から行う。削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合にはプロバイダへ削除依頼を行う。それでも削除されない場合は警察、法務局・地方法務局に相談する。

【資料8】



(4) チェーンメール等への対応 (一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメール)

「ネット上のいじめ」に分類される誹謗・中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがあり、メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。生徒にチェーンメールの例について紹介するとともに、チェーンメールを他の友人等に転送しないように、次の点を踏まえ、指導を行うことが重要。

◇ 生徒への指導のポイント - チェーンメールの被害を防ぐため ◇

- ① 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることとは、通常の方法では不可能であること。
- ② チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ③ チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。
- ④ チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ⑤ チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ⑥ チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

【参考】チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。 <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

その他相談窓口【ネットいじめ等】

●大分県教育センター教育相談部

電 話：097-503-8987 097-569-0829 (平日 9:00 ～ 17:00)

メール： oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp (24時間)

●学校安全・安心支援課 いじめ・不登校対策班 (県教委)

電 話：097-506-5546,5547,5575 (平日 9:00 ～ 17:00)

メール： no-ijime@pref.oita.lg.jp (24時間)

●子どもの人権110番 (大分地方法務局)

電 話：0120-007-110 (フリーダイヤル) (平日 8:30 ～ 17:15 時間外は留守番電話対応)

●法務省インターネット人権相談受付窓口

携帯電話から： <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

パソコンから： <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

6 重大事態への対応【資料9参照】

(1) 重大事態とは

- ① いじめられている生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定
 - ② いじめられている生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ・ 年間30日を目安
 - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合 → 迅速に調査に着手
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査にあたる

(2) 重大事態の発生報告

学校 → 学校の設置者（大分県教育委員会） → 大分県知事 → 文部科学省及びこども家庭庁

(3) 調査の主体判断

学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめ防止委員会」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

(4) 事実関係を明確にするための調査実施

- ・ 重大事態にいたる要因となったいじめについて明確にする
 - ① いつ（いつ頃から）
 - ② 誰から
 - ③ どのような態様であったか
 - ④ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ⑤ 学校・教職員がどのように対応したか
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査
 - ア) いじめられた生徒からの聴取が可能な場合
 - ・ いじめられた生徒や情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先
 - ・ 調査による事実確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケア、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援が必要
 - イ) いじめられた生徒からの聴取が不可能な場合（生徒の入院や死亡など）
 - ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取
 - ・ 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置